

警告

平成27年6月1日から

自転車に乗っていて

危険なルール違反をくり返すと

歩道での
徐行違反

特に注意すべき危険行為

酒酔い
運 転

一時不停止

を受けるとなります。

自転車運転者講習

自転車は軽車両

裏面に、続く

鯖江市

- ☑ 酒を飲んだ後でも自転車を運転する。
- ☑ 「とまれ」の標識のある交差点で停止しない。
- ☑ 信号を無視する。

鯖江の交通安全ヒーロー
サバーンの妹
アゼリアン



当てはまる人は 要注意！！！！

講習の対象となる危険行為です！

3年以内に2回以上、自転車で危険行為を繰り返すと
自転車運転者講習を受けなければなりません。

講習は3時間、講習手数料は5,700円（標準額）。

（受講命令に違反した場合は5万円以下の罰金）

その他の危険行為

- ・遮断踏切立ち入り
- ・通行禁止違反
- ・通行区分違反
- ・歩道での徐行違反
- ・安全運転義務違反
- ・路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ・交差点安全進行義務違反等
- ・交差点優先車妨害等
- ・環状交差点安全進行義務違反等
- ・歩道通行時の通行方法違反
- ・ブレーキ不良自転車運転

全14項目（上記3つ合わせて）

取締りの対象

14歳
以上

ご家族にも注意を呼びかけましょう

鯖江市